

# 中区のまちづくりのマスコットキャラクター「なかちゃん」イラスト使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中区のまちづくりのマスコットキャラクター「なかちゃん」のイラスト（以下「イラスト」という。）を使用する場合の取り扱いについて、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 イラストを使用した物品等（以下「物品等」という。）を作成しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「イラスト使用承認申請書（別記 様式1）」に必要な書類を添付して、広島市中区長（以下「区長」という。）に提出し、使用承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつデザイン等を変更することなく平面で使用する場合はこの限りでない。

- (1) 広島市及びその外郭団体等（別表1のとおり）が使用するとき。
- (2) 中区コミュニティ交流協議会構成団体、中区内の町内会等地域団体及び中区内の商店街等が、まちづくりに資する活動に使用するとき。
- (3) 報道機関が、報道の目的で使用するとき。
- (4) 著作権法上許可された私的使用（個人的に、または家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で使用すること）するとき。

(使用承認)

第3条 区長は、第2条により使用承認申請があった場合、申請の内容について次の各号に規定する条件に該当するか否かを審査のうえ、使用の承認又は不承認を決定する。

- (1) 中区のまちづくりに関連した使用目的であること。
  - (2) 中区の信用又は品位を害するおそれがないこと。
  - (3) 商品やサービスの品質を担保、証明するものとして利用されるおそれがないこと。
  - (4) 物品の使用目的が、営利を目的とし、又は特定の個人や事業者、団体、政党、宗教に利するものでないこと。
  - (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがないこと。
  - (6) 法令や公序良俗に反するおそれがないこと。
  - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用しておそれがないこと。
  - (8) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力団不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）であると認められる者が使用しておそれがないこと。
  - (9) その他、承認することを区長が適当でないとしたとき。
- 2 承認を決定した申請については、「イラスト使用承認書（別記 様式2）」により、申請者に通知する。なお、区長が必要と認めた場合は条件を付することができる。また、不承認を決定した申請については、「イラスト使用不承認書（別記 様式3）」により、申請者に通知する。

(承認内容の変更)

第4条 イラストの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「イラスト使用内容変更承認申請書（別記 様式4）」を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 変更を承認することが適切と認めるときは、「イラスト使用内容変更承認書（別記 様式5）」により、申請者に通知するものとする。なお、区長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

(使用承認の取り消し)

第5条 区長は、イラストの使用が、この要領及び承認の内容に違反していると認めるときは、当該使用承認を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定によりイラストの使用承認を取り消したときは、「イラスト使用承認取消書(別記 様式6)」により、申請者に通知するものとする。

(使用報告)

第6条 イラストの使用承認を受けたうえ、使用する者(以下「使用者」という。)は、使用后、速やかに「イラスト使用報告書(別記 様式7)」を区長に提出しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) イラストの使用承認を受けた者は、使用承認された内容のみに使用すること。なお、使用期間を過ぎたときは、提供されたイラストデータを削除すること。
- (2) イラストの使用承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 色については、原則、別紙の「マスコットキャラクター『なかちゃん』デザインガイド」に従い、変更を行わないこと。ただし、デザイン等の変更を行おうとする場合や、イラストを模った立体物をつくる場合は、別に協議して内容を定めること。
- (4) 物品等には、イラストと併せて、「なかちゃん(中区のまちづくりのマスコットキャラクター)」と表示すること。ただし、物品等の形状等から表示が困難な場合は、区長と協議して表示内容を定めること。
- (5) 第3条第2項及び第4条第2項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。

(責任)

第8条 区長は、イラストの使用により使用者が被った被害、第三者に与えた損害及び承認を取り消された者がこれにより生じた損害について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、イラストの使用により、中区に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を中区に賠償しなければならない。

(使用料)

第9条 イラストの使用料は、無料とする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、イラストの使用に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年12月17日から施行する。

この要領は、令和4年3月15日から施行する。

別表 1

公立大学法人広島市立大学  
広島県市長会  
地方公共団体情報システム機構  
地方公務員災害補償基金広島市支部  
一般財団法人広島市職員互助会  
広島市職員共済組合  
公益財団法人全国市町村研修財団  
地方公共団体金融機構  
公益社団法人広島消費者協会  
公益財団法人広島市文化財団  
公益財団法人広島市スポーツ協会  
株式会社サンフレッチェ広島  
公益財団法人広島平和文化センター  
社会福祉法人広島市社会福祉協議会  
公益財団法人広島市老人クラブ連合会  
公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会  
社会福祉法人広島市社会福祉事業団  
広島県後期高齢者医療広域連合  
一般財団法人広島市原爆被害者協議会  
公益財団法人広島原爆障害対策協議会  
公益財団法人広島原爆被害者援護事業団  
地方独立行政法人広島市立病院機構  
安芸地区衛生施設管理組合  
特定非営利活動法人広島市公衆衛生推進協議会  
広島市流通センター株式会社  
公益社団法人広島市シルバー人材センター  
広島地下街開発株式会社  
公益財団法人ひろしま産業振興機構  
公益財団法人広島市産業振興センター  
公益財団法人広島観光コンベンションビューロー  
公益財団法人広島市農林水産振興センター  
一般財団法人広島市都市整備公社  
広島駅南口開発株式会社  
独立行政法人都市再生機構  
公益財団法人広島市みどり生きもの協会  
一般財団法人道路管理センター  
広島高速道路公社  
株式会社広島バスセンター  
広島高速交通株式会社  
公益財団法人広島県下水道公社  
日本下水道事業団  
一般財団法人広島市学校給食会